

電子申告に関する要望事項 (eLTAX 編)

令和3年6月22日

日本税理士会連合会 情報システム委員会

はじめに

平成 16 年 2 月に e-Tax が、その翌年の平成 17 年 1 月に eLTAX が運用を開始し、これまで利便性向上のため様々な施策が実施されてきたなかで、昨年 4 月より、大法人の電子申告義務化が開始された。また、中小法人についても、平成 30 年 3 月末に改訂された『行政手続きコスト』削減のための基本計画』において、電子申告の利用率 70%以上の数値目標が掲げられている。

さらに、昨年 12 月に財務省及び総務省が「オンライン利用率引上げの基本計画」を策定し、令和 5 年度末までに法人税及び法人消費税のオンライン利用率は 90%超、法人住民税・法人事業税のオンライン利用率は 85%とする目標が設定された。

これらの目標を達成するためには、e-Tax、eLTAX、電子納税の使い勝手の改善、国税と地方税との情報連携の徹底といった納税者に対する利便性向上施策を示し、納税者が電子申告を始めやすい環境を整備していく必要がある。

デジタル社会形成基本法では、事業者が自ら積極的にデジタル社会の形成の推進に努めることとされており、また、行政手続きのオンライン原則が掲げられているなかで、日税連においても、未だ電子申告を利用していない税理士を利用に向かわせること、また、紙媒体で添付書類を別送している税理士が全ての申告・申請書類を電子的に送信できるようにすること、関与先企業に納税手続きを中心とした電子申告の利用を促していくことが急務である。

電子申告を行える者は納税者本人もしくは税理士に限られていることから、税理士の電子申告普及における影響力は極めて高いと言える。税理士が率先して電子申告を利用し、その問題点と解決策を協議し、使い勝手のよいシステムに改善されていくことが電子申告の普及に直結するものであると確信している。

今年度も、実務家である税理士の視点とともに納税者の視点からも要望事項の取りまとめを行った。この要望事項は、税理士のみならず、納税者の満足度も向上させるものであり、真の意味での利便性を追及したものである。利用者が各種行政手続のオンライン利用に関し、より多くの利便性を実感すれば、オンライン利用が促進される結果となることから、今回の要望事項が実現されることを強く望むものである。

最後に、eLTAX と e-Tax は現状、別システムとしてそれぞれ運用されているが、利用者の利便性の更なる向上、行政の大幅なコスト削減を考えれば、『行政手続きコスト』削減のための基本計画』において示された eLTAX と e-Tax の連携を推進していくことが望ましいと考えられる。

【重要要望項目】

(税理士資格の証明)

1. 税理士の代理送信について、税理士であることを証明できる仕組みを設けること。

税理士が税務書類の作成及び申告の委嘱を受けて代理送信を行う場合には、税理士法第33条の規定の趣旨に基づき、税理士の身分と責任の所在を明らかにしなければならない。

令和6年に稼働予定の「国家資格等情報連携・活用システム」と連携することにより、マイナンバーカードを使って代理送信した者が電子的に税理士であることを確認できるようになる。

現在、自治体で申告等に付されている電子署名が税理士用電子証明書であるかの確認を手作業で行っているとのことであるが、地方公共団体の事務の効率化のためにも「国家資格等情報連携・活用システム」と連携するなど申告等に付されている電子署名で税理士であるかの確認を自動化すること。

(受付時間)

2. 利用時間を拡大すること。

利用者の利便性を考慮すれば、eLTAXとe-Taxの利用時間は統一されていることが望ましい。このため、少なくともe-Taxの利用時間（平日は24時間、土日については、確定申告期間が24時間、その他の期間は毎月の最終土日の8:30～24:00）に早急に合わせること。

また、マイナポータル等他の行政システムとの連携やサーバ監視・障害管理の技術的発展を踏まえつつ、将来的にはメンテナンスに必要な時間を除いての運転が可能となるよう検討すること。

(システム)

3. 一般的なOS、ブラウザ等の変更に早期に対応すること。

Windows等のOS及びブラウザソフト等については、広汎なシステムが活用できるように対応し、システム更新・環境の変化に対しても可能な限り速やかに対応するよう要望する。

特に、令和3年1月にe-Taxの全てのソフト・コーナーにおいてGoogle Chromeに対応したことから、eLTAXにおいても速やかにGoogle Chromeなど一般的なシェア状況に応じて適用環境を拡大すること。また、Microsoft Edgeを含むWindows関連のアップデートについては大幅な仕様変更を含む場合があるため、プレビュー版にて先行的に動作検証を行うなど、アップデート後すみやかに対応できるようにすること。

(対応税目)

4. 個人住民税の申告に対応すること。

年金収入額が400万円以下の年金受給者について、所得税の確定申告が不要となっても、個人住民税の申告を要する場合があるため、納税者の利便性の面から個人住民税の申告に早

期に対応するよう要望する。

(メッセージボックス)

5. メッセージボックスについて以下の改善をすること。

申告完了後の受信通知の保存期間が 400 日から 120 日に短縮された。これは e-Tax の 1,900 日に比較して極端に短く、保存期間の延長を要望する。または、課税庁である自治体等よりメッセージの再取得を可能とすること。

(通知メール)

6. すべての通知メールの件名・本文へ利用者名を表示すること。

昨年 12 月に通知メールの件名と本文に利用者が設定した任意の宛名が表示できるようになったところであるが、税理士は関与先の件数に応じて宛名表示の設定をしなければならない。多くの手続きを踏むことなく通知メールの件名及び本文に利用者名を表示させること。

【要望項目】

(利用届出・暗証番号)

1. 利用届出について利便性を向上させること。

eLTAX を利用する場合、事前に提出先の自治体及び利用税目を登録するが、市区町村ごとに、税目の登録が必要となっており、設定が大変煩雑であることから、一括して設定できるよう操作性を改善すること。

2. 利用者 ID・暗証番号について以下を改善すること。

利用者 ID や暗証番号を失念した際に、登録したメールアドレスが解約等で利用不可能となっている場合はあらためて利用届出（新規）を行うしかないが、過去の申告に関する情報が閲覧できなくなる。このため、過去に申告・申請の実績がある利用者 ID である場合に本人確認を行うことで新たな利用者 ID のメッセージボックスに内容を引き継ぐことを可能にすること。

(申請・届出)

3. 作成可能な書類を拡大すること。

eLTAX においては電子申請・届出で対応可能な書類が限定されているが、令和元年 5 月 24 日に可決・成立された「デジタル手続法」において、行政手続きの原則オンライン化を掲げているように、固定資産税の課税標準の特例申告書など、全ての申請・届出書に対応すること。

(メッセージボックス)

4. メッセージボックスについて以下の項目を改善すること。

(1) 納税者に関する情報の表示について

電子申請・届出の受付確認画面には、送信を行った税理士の利用者 ID、氏名は記載されているが、届出等の対象となった納税者については利用者 ID しか記載されていない。このため、届出等の受付確認画面も申告時の受信通知と同等の記載内容とすること。

(2) メッセージボックスの利便性向上について

メッセージ一覧において、チェックボックスにチェックを入れて「表示」ボタンを押下して内容を確認するところ、内容確認後もチェックが入ったままになっており、チェックを外さないと次のメッセージを表示することができない。このため、既読のメッセージのチェックは自動的に外れるようにすること。

(納税)

5. 地方税共通納税システムの利便性を向上させること。

(1) 納税通知の電子的送信

令和3年度税制改正大綱において、令和5年度以後の課税分について地方税共通納税システムの対象税目に固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加することとなった。賦課税目に拡大するうえで大きな課題となるものが納税通知書の取扱いであり、多くの個人納税者も地方税共通納税システムを活用することとなる。令和3年4月1日時点のマイナンバーカードの交付率が全国で28.3%であるため現時点で実現は困難であるが、将来的にマイナポータルを通じて納税通知を電子的に受領し、シームレスに地方税共通納税システムで納税できるような仕組みの整備を検討すること。

(2) 納付手段の拡充

システム導入によって各自治体の規模に係わらず一元的に利用者が納税しやすい環境の整備が可能となることから、更なる利便性の向上のためクレジットカード、電子マネー又はQRコードを利用した納付への対応を進めること。

(3) ダイレクト納付の振替日について

現在、政府では2025年までにキャッシュレス決済比率を40%にする目標を掲げ、キャッシュレス決済の促進を図っているところ、地方税においてもダイレクト納付の利用が求められている。

これに関し、積極的にダイレクト納付を利用するインセンティブとして、ダイレクト納付を利用する場合に限って所得税の振替納税のように納期限の1か月後を振替日とすることができるようにすること。

(4) ダイレクト納付手続きの改善

e-Taxのダイレクト納付との操作性の大きな違いは受付完了通知からワンクリックでダイレクト納付画面に遷移できないことにある。このため、ワンクリックで納付情報発行依頼を自動生成し、送信できる仕組みを設けること。

(5) 法人住民税の納税方法について

各都道府県、市町村に電子申告の納付依頼を実施すると団体ごとにペイジー支払番号が付与されるため複数の自治体に支店を有する法人の納税手続は煩雑なものとなることから、住民税の特別徴収と同様に一括選択・納税が可能となる仕組みにすること。

(6) 入力できる文字の改善

納付・納入金額入力(総括表)の利用者名(カナ)と利用者名(漢字)を入力する際に「サンギョウ」や「ホールディングス」など社名の入力時に「ヨ」「ィ」といった小文字のカタカナや長音記号で入力エラーが発生する。このため、入力できる文字を増やすか、または自

動的に文字を変換する機能を搭載すること。

(7) 納付情報発行依頼の利便性向上について

「納付情報発行依頼の確認・納付」の手続名を選択するドロップダウンリストが設けられているが、選択できる手続が多いため目的の手続を探すことに時間を要する。選択しやすいものとなるよう改善を求める。

(PCdesk)

6. PCdesk について利便性を向上させること

令和元年9月にシステム更改されたPCdesk（DL版、WEB版、SP版）について、更なる利便性向上のため、以下の点を改善すること。

(1) 利用可能手続きの統一

申告、申請・届出、利用者情報の変更等について、DL版・WEB版で利用可能な手続きが異なることから、どちらからでも手続き可能とすること。

(2) DL版について

- ① 起動時のバージョンチェックは1日1回のみにする。
- ② 起動させたまま、利用者の切り替えを行えるようにすること。
- ③ 登録されている利用者（納税者含む）の検索機能を設けること。
- ④ 償却資産税の前年情報ファイルについてPDF等のイメージデータに変更可能にすること。
- ⑤ 事業所税申告について、前年分のデータを複写可能にすること。

(その他)

7. マイナポータル等との連携について、税理士の実務に配慮して進めること。

現在、検討が進められている社会保険・税手続きのオンライン・ワンストップ化や、法人デジタルプラットフォームの構想など、行政手続きのオンライン・ワンストップ化が推進される中で、これらに対応するためにeLTAXを改修する際は、税務代理に関する検討も行うこと。

8. プレ申告データについて改善を図ること。

- (1) 法人地方税のプレ申告データの他に、数字のみをお知らせ形式のテキストでメッセージボックスに格納すること。
- (2) 現在、償却資産を電子申告した場合に翌年プレ申告データの送信がなく、また前年度の申告資産がプレプリントされた用紙の送付もない自治体がある。償却資産税については、全国統一でプレ申告データに前年度分までに登録されている資産明細を格納す

ること。

- (3) 申告書用紙については、その可否を照会し、不要との回答があった場合は、郵送を取り止めること。
- (4) 都道府県・市区町村ごとのプレ申告データの扱いを統一すること。
- (5) プレ申告データの参照については、更なる利便性向上のため、eLTAX の利用時間外であっても参照できるようにすること。

9. 地方自治体の作業遅滞の解消に努めること。

申告書を一部訂正して再送信したときに訂正前の申告書は不受理の扱いとなってメッセージボックスにその旨が格納されること、再送信から一週間後によろやくメッセージボックスに格納されたり、異動届出を送信したときに一週間経過しても受付完了のステータスを得られなかったりする。このため、地方公共団体に確認の電話をするといった手間が発生することから、eLTAX を通じて申告・申請・届出したものへのレスポンスを早めるよう地方公共団体に周知すること。

(国税との情報連携の徹底)

10. 国税と地方税の情報連携を徹底すること。

「デジタル・ガバメント実行計画」や「デジタル手続法」でも示されている通り、行政手続き全体のオンライン・ワンストップ化が進められているところ、eLTAX と e-Tax についても開始届出や利用者の ID の一本化など情報連携を一層進展させること。

以上